

神奈川県新しい公共支援事業運営委員会の運営等について

県の附属機関の会議は、「神奈川県情報公開条例」の規定により、原則公開としており、また、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」により公開の方法等が規定されていることから、これらの規定に則り、会議及び会議記録の公開等について、以下のとおりとする。

1 会議の公開・非公開

- ・会議は原則として公開する。
- ・非公開とするときは、会長が会議に諮って行う。
- ・原則として、傍聴者に会議資料を提供する。
- ・傍聴に係る手続き及び遵守事項を記載した傍聴要領を別紙「神奈川県新しい公共支援事業運営委員会傍聴要領（案）」のとおり定める。

2 議事録

- ・発言者氏名を含め、全内容を記録する。
- ・事務局は、結果速報及び会議結果を作成し、県政情報センター及び議会図書室に配架するとともに、県のホームページに掲載する。

3 開催の周知

- ・事務局は、会議開催予定を作成し、県政情報センター及び議会図書室に配架するとともに、県のホームページに掲載する。

神奈川県情報公開条例

(会議の公開)

第25条 附属機関の会議（法令等の規定により公開することができないとされているものを除く。）は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、実施機関が公開しないことを定めたとき又は当該附属機関が公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱

(会議の非公開の決定)

第6条 附属機関による会議の非公開の決定は、附属機関の長が当該会議に諮つて行うものとする。

- 2 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第7条 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 附属機関は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- 3 附属機関は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額、大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項がわかる資料の提供に代えることもできるものとする。
- 4 附属機関は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。

神奈川県新しい公共支援事業運営委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、神奈川県新しい公共支援事業運営委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の決定等）

第3条 一般の定員は30人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 神奈川県新しい公共支援事業運営委員会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定する。

なお、傍聴希望者全員を傍聴人とする場合において、前項の規定により集合させた傍聴希望者以外にも、傍聴希望者がいたときは、先着順に、定員に満つるまでの者を傍聴人とする。

（傍聴席に入場することができない者）

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

（秩序の維持）

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示をさせたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

（実施細目）

第8条 この要領に定めのない事項は、附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱に則り、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年4月21日から施行する。